

栃木県（以下「甲」という。）と東京電力株式会社（以下「乙」という。）は、乙の福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所及び柏崎刈羽原子力発電所（以下「発電所」という。）の安全確保に係る連絡体制等について、栃木県民の安全・安心を確保することを目的として、次のとおり覚書を交換する。

（異常時の通報）

第1条 次の各号のいずれかに該当するときは、乙は、甲に対し、その内容を直ちに通報するとともに、その対策について速やかに報告するものとする。

- (1) 原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第10条第1項に規定する事象について、関係機関に通報したとき。
- (2) 原災法第15条第1項各号のいずれかに規定する事象の発生について、関係機関に報告したとき。
- (3) 不測の事態により、発電所に係る放射性物質又は放射性物質によって汚染された物が漏えいしたとき。
- (4) 気体状又は液体状の放射性廃棄物の放出量が、乙が定める原子炉施設保安規定に基づく放出管理目標値を超えたとき。
- (5) 原子炉の運転中において、原子炉施設の故障等により、原子炉の運転が停止したとき又は原子炉の運転を停止することが必要となったとき。
- (6) 原子炉の運転停止中において、原子炉の運転に支障を及ぼすおそれのある原子炉施設の故障があったとき。
- (7) 発電所の敷地内において火災が発生したとき。
- (8) 発電所に係る放射性物質が盗取され、又は所在不明となったとき。
- (9) 栃木県内において発電所に係る放射性物質又は放射性物質によって汚染された物の輸送中に事故が発生したとき。
- (10) その他発電所の安全確保に関し国に報告する事項又は前各号に準ずる異常が発生したとき。

（平常時の連絡体制）

第2条 甲及び乙は、それぞれの実務担当者で構成する発電所に係る連絡会（以下「連絡会」という。）を定期的開催し、相互の連携の強化を図るものとする。

2 連絡会の運営に当たって、甲が乙に協力を求めた場合は、乙はこれに応ずるものとする。

3 連絡会の日時、場所（発電所を含む）、協議内容等は、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

4 甲は必要があると認める場合は、甲の指定する市町村の職員を連絡会に参加させることができるものとする。

5 連絡会において、乙は、甲に対し、発電所の現状及び安全確保対策に係る事項について報告するものとする。

（協議）

第3条 この覚書の規定に定める事項を変更しようとするとき若しくはこの覚書に関し疑義が生じたとき又は県民の安全の確保に関してこの覚書に定めのない事項並びにこの覚書の施行に必要な細目については、甲及び乙は協議して定めるものとする。

この覚書を交換した証として、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成24年8月1日

甲 栃木県宇都宮市埴田1丁目1番20号
栃 木 県
知 事 福 田 富 一

乙 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
東京電力株式会社
代表執行役社長 廣 瀬 直 己

原子力発電所の安全確保に係る連絡体制等に関する覚書の一部を変更する覚書

栃木県（以下「甲」という。）と東京電力株式会社（以下「乙」という。）とは、甲乙間で平成２４年８月１日付けで交換した「原子力発電所の安全確保に係る連絡体制等に関する覚書」（以下「原覚書」という。）の一部を変更する覚書を次のとおり交換する。

第１条 原覚書第１条第１号中「第１０条第１項」を「第６条の２第１項に基づき原子力規制委員会が制定する原子力災害対策指針の警戒事態」に改める。

第２条 原覚書第１条中第１０号を第１１号とし、第２号から第９号までを１号ずつ繰り下げ、第１号の次に次の１号を加える。

（２）原災法第１０条第１項に規定する事象について、関係機関に通報したとき。

第３条 この覚書による変更は平成２７年４月１日から適用するものとする。

この覚書の交換を証するため、本書を２通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成２７年３月３１日

甲 栃木県宇都宮市埴田１丁目１番２０号
栃 木 県
知 事 福 田 富 一

乙 東京都千代田区内幸町１丁目１番３号
東京電力株式会社
代表執行役社長 廣 瀬 直 己

栃木県（以下「甲」という。）と日本原子力発電株式会社（以下「乙」という。）は、乙の東海第二発電所（以下「発電所」という。）の安全確保に係る連絡体制等について、栃木県民の安全・安心を確保することを目的として、次のとおり確認書を交換する。

（異常時の通報）

第1条 次の各号のいずれかに該当するときは、乙は、甲に対し、その内容を直ちに通報するとともに、その対策について速やかに報告するものとする。

- (1) 原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第10条第1項に規定する事象について、関係機関に通報したとき。
- (2) 原災法第15条第1項各号のいずれかに規定する事象の発生について、関係機関に報告したとき。
- (3) 不測の事態により、発電所に係る放射性物質又は放射性物質によって汚染された物が漏えいしたとき。
- (4) 気体状又は液体状の放射性廃棄物の放出量が、乙が定める原子炉施設保安規定に基づく放出管理目標値を超えたとき。
- (5) 原子炉の運転中において、原子炉施設の故障等により、原子炉の運転が停止したとき又は原子炉の運転を停止することが必要となったとき。
- (6) 原子炉の運転停止中において、原子炉の運転に支障を及ぼすおそれのある原子炉施設の故障があったとき。
- (7) 発電所の敷地内において火災が発生したとき。
- (8) 発電所に係る放射性物質が盗取され、又は所在不明となったとき。
- (9) 栃木県内において発電所に係る放射性物質又は放射性物質によって汚染された物の輸送中に事故が発生したとき。
- (10) その他発電所の安全確保に関し国に報告する事項又は前各号に準ずる異常が発生したとき。

（平常時の連絡体制）

第2条 甲及び乙は、それぞれの実務担当者で構成する発電所に係る連絡会（以下「連絡会」という。）を定期的開催し、相互の連携の強化を図るものとする。

2 連絡会の運営に当たって、甲が乙に協力を求めた場合は、乙はこれに応ずるものとする。

3 連絡会の日時、場所（発電所を含む）、協議内容等は、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

4 甲は必要があると認める場合は、甲の指定する市町村の職員を連絡会に参加させることができるものとする。

5 連絡会において、乙は、甲に対し、発電所の現状及び安全確保対策に係る事項について報告するものとする。

（協議）

第3条 この確認書の規定に定める事項を変更しようとするとき若しくはこの確認書に関し疑義が生じたとき又は県民の安全の確保に関してこの確認書に定めのない事項並びにこの確認書の施行に必要な細目については、甲及び乙は協議して定めるものとする。

この確認書を交換した証として、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成24年8月3日

甲 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号
栃木県
知事 福田 富一

乙 東京都千代田区神田美土代町1番地1
日本原子力発電株式会社
取締役社長 濱田 康男

東海第二発電所の安全確保に係る連絡体制等に関する確認書の一部を変更する確認書

栃木県（以下「甲」という。）と日本原子力発電株式会社（以下「乙」という。）とは、甲乙間で平成２４年８月３日付けで交換した「東海第二発電所の安全確保に係る連絡体制等に関する確認書」（以下「原確認書」という。）の一部を変更する確認書を次のとおり交換する。

第１条 原確認書第１条第１号中「第１０条第１項」を「第６条の２第１項に基づき原子力規制委員会が制定する原子力災害対策指針の警戒事態」に、「通報」を「連絡」に改める。

第２条 原確認書第１条中第１０号を第１１号とし、第２号から第９号までを１号ずつ繰り下げ、第１号の次に次の１号を加える。

（２）原災法第１０条第１項に規定する事象について、関係機関に通報したとき。

第３条 この確認書による変更は平成２７年４月１日から適用するものとする。

この確認書の交換を証するため、本書を２通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成２７年３月３１日

甲 栃木県宇都宮市塙田１丁目１番２０号
栃 木 県
知 事 福 田 富 一

乙 東京都千代田区神田美土代町１番地１
日本原子力発電株式会社
取締役社長 濱 田 康 男

5-1-3 モニタリングポスト設置場所一覧

設置場所	設置場所の住所	測定高さ(m)	備 考
県保健環境センター	宇都宮市下岡本町 2145-13	20	固定型
子ども総合科学館	宇都宮市西川田町567	1	固定型
足利市役所	足利市家富町2143	1	可搬型
栃木市役所西方総合支所	栃木市西方町本城1	1	可搬型
岩舟公民館	栃木市岩舟町静2292-1	1	可搬型
県安蘇庁舎	佐野市堀米町607	1	固定型
まちの駅”新・鹿沼宿”	鹿沼市仲町1604-1	1	可搬型
県西環境森林事務所	日光市瀬川51-9	1	固定型
日光市役所中宮祠出張所	日光市中宮祠2478-4	1	可搬型
県小山庁舎	小山市犬塚3-1-1	1	固定型
県東環境森林事務所	真岡市荒町116-1	1	固定型
大田原市役所湯津上庁舎	大田原市湯津上5-1081	1	可搬型
矢板市役所	矢板市本町5-4	1	可搬型
那須塩原市役所本庁舎	那須塩原市共墾社108-2	1	固定型
那須塩原市ハロープラザ	那須塩原市関谷1266-4	1	可搬型
さくら市立たいよう保育園	さくら市松山796-1	1	可搬型
那須烏山市役所烏山庁舎	那須烏山市中央1-1-1	1	可搬型
道の駅しもつけ	下野市薬師寺41	1	可搬型
上三川町役場	河内郡上三川町しらさぎ1-1	1	可搬型
益子町役場	芳賀郡益子町大字益子2030	1	可搬型
茂木町役場	芳賀郡茂木町茂木155	1	可搬型
市貝町役場	芳賀郡市貝町大字市塙1280	1	可搬型
道の駅はが	芳賀郡芳賀町大字祖母井842-1	1	可搬型
壬生町保健福祉センター	下都賀郡壬生町大字壬生甲3843-1	1	可搬型
野木町役場	下都賀郡野木町大字丸林571	1	可搬型
塩谷町立船生小学校	塩谷郡塩谷町大字船生3660	1	可搬型
高根沢町役場町民広場	塩谷郡高根沢町大字石末1825	1	可搬型
那須町役場	那須郡那須町寺子丙3-13	1	固定型
那珂川町馬頭図書館	那須郡那珂川町馬頭551-1	1	固定型

1. 緊急事態区分及び緊急時活動レベル

対策指針においては、緊急事態の初期対応段階を3つに区分し、当該区分を判断する基準となる施設の様相がEAL（Emergency Action Level）として整理された。

第1 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）

初期対応段階においては、放射性物質の放出開始前から必要に応じた防護措置を講じなければならないため、IAEA等が定める防護措置の枠組みの考え方を踏まえ、原子力施設の様相等に応じて、緊急事態は、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の3つの事態に区分された。

これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状況、放射性物質の閉じ込め機能の状況、外的事象の発生等の原子力施設の状況等に基づき緊急時活動レベル（EAL）が設定された。（別表1参照）

第2 東京電力株式会社福島第一原子力発電所に関わる原子力災害対策

事故後の東京電力株式会社福島第一原子力発電所（以下、特定原子力施設という）に関わる原子炉施設については、実用発電用原子炉施設に定められたEAL（別表1）に準拠する。なお、EAL2の放射線量の検出に係る通報基準のうち、原子力事業所の区域の境界付近において定める基準については、『バックグラウンドの毎時の放射線量（3ヶ月平均）＋毎時5マイクロシーベルト』とされた。

上記区分に応じて実施すべき措置の概要は次のとおり。

区分	警戒事態 (EAL1)	施設敷地緊急事態 (EAL2)	全面緊急事態 (EAL3)
事態の 段階	その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、早期に実施が必要な要配慮者等の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階
措置の 概要	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始	PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を実施	PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施
福島第一原子力 発電所に係る福 島県の住民防護 措置の例	避難指示区域への一時立入を中止するとともに、避難指示区域に一時立入している住民の退去を準備する。	避難指示区域に一時立入している住民の退去を開始するとともに、避難指示区域でない区域の住民の屋内退避を準備する。	避難指示区域でない区域の住民の屋内退避を開始する。

避難指示区域：帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域の総称 なお、福島第一原子力発電所に係る福島県の住民防護措置が実施される場合、近隣県に避難住民の受入れ要請の可能性がある。

2. 運用上の介入レベル

対策指針において、全面緊急事態に至り、放射性物質の放出後の住民の安全を守るため行う主な防護措置の実施基準としてOIL（Operational Intervention Level）が設定された。

第1 運用上の介入レベル（OIL）

運用上の介入レベル（OIL）とは、放射性物質の放出後、地表面からの放射線等による被ばくの影響をできる限り低減するため、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等で表された防護措置の判断基準である。

1 防護措置

(1) 避難等の基準と措置の概要

	基準の種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	数時間を目途に区域を特定し、避難等を実施（移動が困難なものの一時的屋内退避を含む。）
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h（地上1mで計測した場合の空間放射線量率）	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物※の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施

※「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食った牛の乳）をいう。

(2) 人のスクリーニング等の基準と措置の概要

基準の種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線：40,000 cpm β 線：13,000 cpm 【1ヶ月後の値】	避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。

(3) 飲食物のスクリーニング、摂取制限の基準と措置の概要

基準の種類	基準の概要	初期設定値			防護措置の概要
飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定
OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施
		放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg	
		放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
		プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

(別表 1)

1. 沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限り、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

(1) 警戒事態（EAL 1）

状況	その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがある事態
① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。 ② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。 ③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。 ④ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。 ⑤ 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。 ⑥ 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。 ⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。 ⑧ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 ⑨ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 ⑩ 重要区域（原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省令第4号）第2条第2項第8号に規定する重要区域をいう。以下同じ。）において、火災又は溢水が発生し、同号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ⑪ 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。 ⑫ 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合（福島県、茨城県、新潟県内市町村のみ）。 ⑬ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合（福島県、茨城県、新潟県内市町村のみ）。 ⑭ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑮ 当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。 ⑯ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など原子力規制委員会委員長又は委員長代行為警戒本部の設置が必要と判断した場合。	

(2) 施設敷地緊急事態（EAL 2）

状況	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じた事態
① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及び原子炉隔離時冷却系に係る装置並びにこれらと同等の機能を有する設備（以下「非常用炉心冷却装置等」という。）のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。	

- ② 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧で注水するものによる注水が直ちにできないこと。
- ③ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等により当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないこと。
- ④ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。
- ⑤ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。
- ⑥ 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができないこと。
- ⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。
- ⑧ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。
- ⑨ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。
- ⑩ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。
- ⑪ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。
- ⑫ 原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。
- ⑬ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。
- ⑭ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。
- ⑮ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。

(3) 全面緊急事態（EAL3）

状況	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じた事態
① 原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。 ② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水が直ちにできないこと。 ③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。 ④ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。 ⑤ 原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等によって当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。 ⑥ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。 ⑦ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。 ⑧ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。 ⑨ 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができないこと。 ⑩ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑪ 原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室若しくは緊急時制御室が使用できなくなること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に原子炉施設の状態を表示する全ての装	

置若しくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置（いずれも原子炉制御室及び緊急時制御室に設置されたものに限る。）が使用できなくなること。

⑫ 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。

⑬ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。

⑭ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。

2. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉に係る原子炉の運転等のための施設（使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

(1) 警戒事態（EAL1）

状況	その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがある事態
① 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。 ② 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ③ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ④ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑤ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	

(2) 施設敷地緊急事態（EAL2）

状況	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じた事態
① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	

(3) 全面緊急事態（EAL3）

状況	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じた事態
① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	

3. 使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（実用発電用原子炉に係るものにあつては、炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合するものに限る。）であつて、試験研究用原子炉施設及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた施設以外のもの

(1) 警戒事態（EAL1）

状況	その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがある事態
① 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。	

- ② 使用済燃料貯蔵槽の液位が一定の液位まで低下すること。
- ③ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。
- ④ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。
- ⑤ 重要区域において、火災又は溢水が発生し安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。
- ⑥ 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合（福島県、茨城県、新潟県のみ）。
- ⑦ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合（福島県、茨城県、新潟県のみ）。
- ⑧ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。
- ⑨ 当該原子炉施設において、新規規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。
- ⑩ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。

(2) 施設敷地緊急事態（EAL2）

状況	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じた事態
① 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項又は研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分以上）継続すること。 ② 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。 ③ 使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。 ④ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 ⑤ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。 ⑥ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 ⑦ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ⑧ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	

(3) 全面緊急事態（EAL3）

状況	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じた事態
① 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項又は研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分以上）継続すること。 ② 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。 ③ 使用済燃料貯蔵槽の液位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの液位まで低下すること、又は当該液位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。 ④ 原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室（沸騰水型軽水炉にあっては原子炉制御室外操作盤室又は緊急時制御室）が使用できなくなること、又は使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に原	

子炉施設の状態を表示する全ての装置若しくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置（いずれも原子炉制御室（沸騰水型軽水炉にあっては原子炉制御室及び緊急時制御室）に設置されたものに限る。）が使用できなくなることを。

⑤ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。

⑥ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。

4. 原子炉（1. ～3. に掲げる原子炉を除く。）運転等のための施設

（1）警戒事態（EAL1）

状況	その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがある事態
① 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合（福島県、茨城県、新潟県のみ）。 ② 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合（福島県、茨城県、新潟県のみ）。 ③ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉の運転等のための施設の重要な故障等が発生した場合。 ④ その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	

（2）施設敷地緊急事態（EAL2）

状況	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じた事態
① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ② その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	

（3）全面緊急事態（EAL3）

状況	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じた事態
① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ② その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難又は屋内退避を開始する必要がある事象が発生すること。	

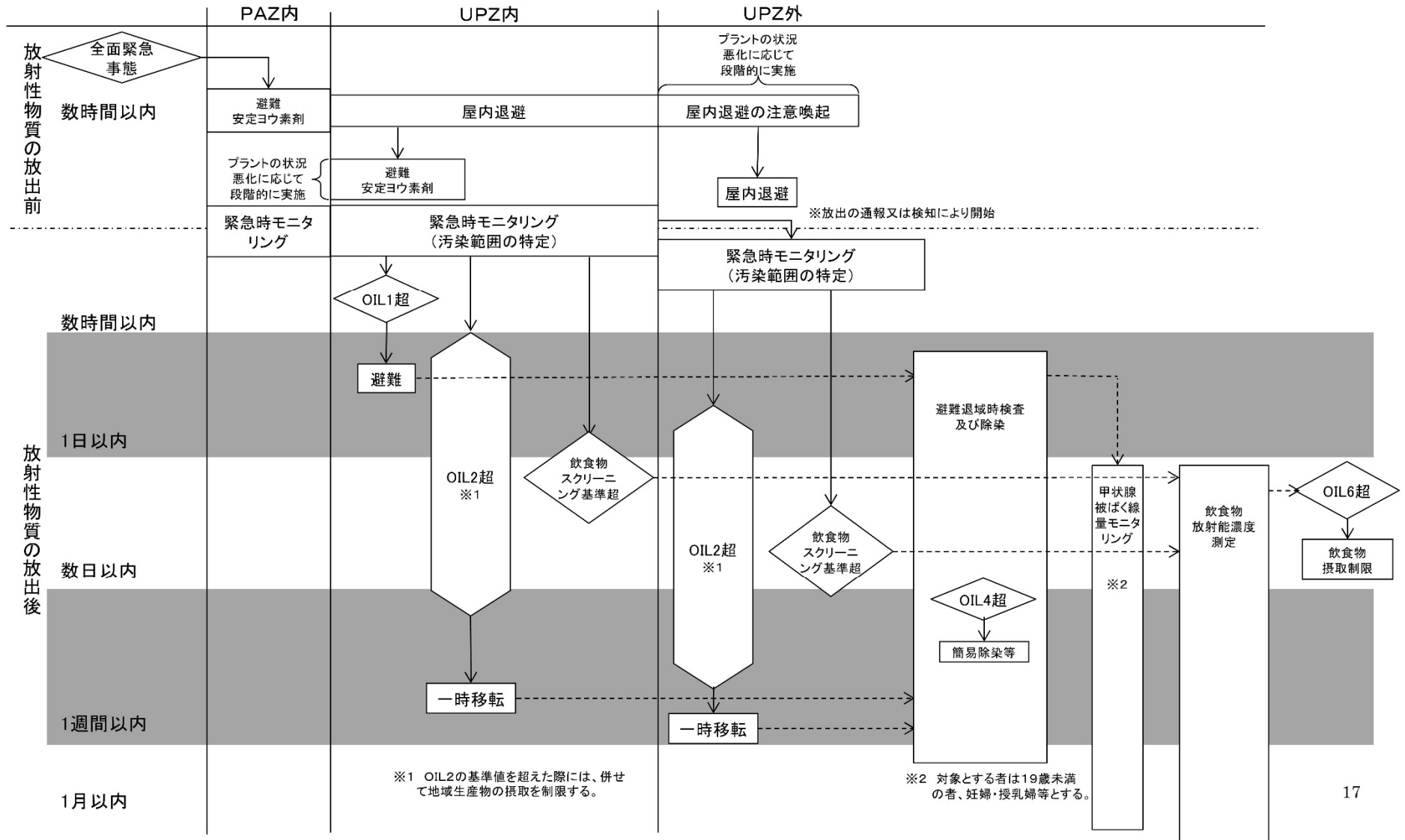
(参考1)

緊急事態区分等に応じた防護措置

	PAZ(5km圏)	UPZ(30km圏)	UPZ外(30km圏外)
警戒事態 (EAL1)	・要配慮者等の避難準備		・災害対策にあたる職員の参集 ・国、近隣県、原子力事業者等から情報収集 ・必要に応じて市町、消防等関係機関に対し通報連絡 ・必要に応じて県民等への周知
施設敷地 緊急事態 (EAL2)	・要配慮者等の避難実施 ・一般住民の避難準備 ・安定ヨウ素剤服用準備	・屋内退避の準備	・災害警戒本部の設置 ・市町、消防等への通報連絡 ・報道機関、県ホームページ等を通じた県民等への周知 ・避難者の受入れ準備 ・要配慮者等の受入れ ・緊急時環境放射線モニタリングの準備
全面緊急事態 (EAL3)	・避難の実施 ・安定ヨウ素剤服用指示	・屋内退避の実施 ・避難の準備 ・安定ヨウ素剤服用準備	・災害対策本部の設置 ・屋内退避等の注意喚起 ・必要に応じて屋内退避 ・避難者の受入れ ・現地対策本部への職員派遣
事故発生 (放射性物質 漏えい後)		・OILに基づく避難又は一時移転の実施 ・OILに基づく飲食物摂取制限	・OILに基づく避難等の実施 ・OILに基づく飲食物摂取制限等 ・OILに基づくスクリーニング、除染

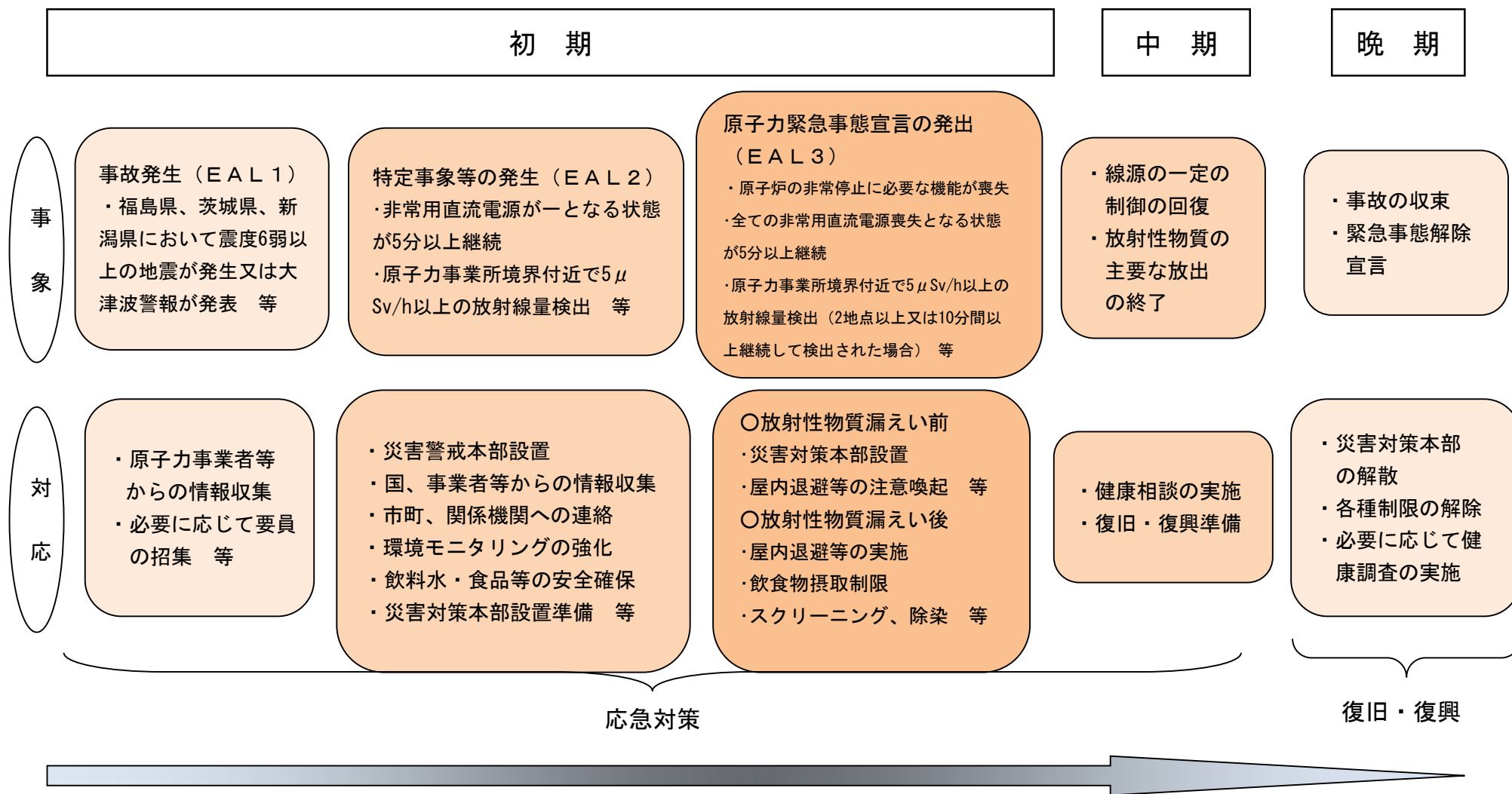
(参考2)

防護措置実施のフロー例



(参考3)

防護措置実施に当たっての時間的推移



5－2－3 食品中の放射性物質の基準値等

□飲食物摂取制限の基準

基準の種類	基準の概要	初期設定値			防護措置の概要
飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6 による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h (地上1m で計測した場合の空間放射線量率)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定
O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種	飲料水、牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施
		放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg	
		放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
		プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

□食品中の放射性物質の基準値

(平成24年3月15日厚生労働省通知、平成24年4月1日施行・適用)

食品群	基準値 (ベクレル/kg)
飲料水	10
牛乳	50
乳児用食品	50
一般食品	100